

第25回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和元年7月10日

上富良野町農業委員会

第 25 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和元年 7 月 1 0 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 5 分

2 場 所 JA ふうの上富良野支所 2 階役員会議室

3 出席委員 名

| 席順 | 委員名 | 席順 | 委員名 | 席順 | 委員名 |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 谷本 嘉彦 | 2 | 北村 啓一 | 3 | 岩田 修 |
| 4 | 佐藤 良二 | 5 | 沼沢 春美 | 6 | 桑田 俊和 |
| 7 | 島田 政志 | 8 | 三好 利和 | 9 | 對馬 徹 |
| 10 | 井村 悦丈 | 11 | 長谷川裕見 | 12 | 井村 昭次 |
| 13 | 青地 修 | | | | |

4 欠席委員

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の決定
- 日程第 2 報告第 1 号 農用地利用集積計画の取下げについて
- 日程第 3 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定に基づく意見の回答について
- 日程第 4 諮問第 1 号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第 5 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 3 号 土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員

| | | | | |
|----------|----|-------|----|-------|
| 農業委員会事務局 | 局長 | 大谷 隆樹 | 主事 | 瀬川 翔太 |
|----------|----|-------|----|-------|

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第25回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
2番 北村啓一 委員に合わせ、ご唱和ください。

北村委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第25回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
3番 岩田修 君、4番 佐藤良二 君、を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農用地利用集積計画の取下げについて」の件を議題といたします。
報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項（農用地利用集積計画の作成）に基づき認定された売主〇〇〇〇、買主〇〇〇〇について、関係者等の合意のうえ農用地利用集積計画の取下げの申出がありましたので報告をいたします。以下、報告第1号朗読。

この案件につきましては、先の農業委員会総会において、利用集積計画の諮問を承認したところでしたが、この〇〇〇〇さんから疑義がありまして、再度あっせん会を行うとして、この利用集積計画を取り下げたものです。

1番

所有権の移転をするものは〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、所有権の移転を受けるものは〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、4筆、合計5筆となつ

ております。地目は公簿現況ともに田畑です。面積の合計は30,184㎡、内容は売買、対価については2,215千円で承認されたところでしたが、〇〇〇〇さんから疑義があったことから、この利用計画を取り下げたものであります。

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

長谷川委員 疑義の内容を教えてください。

事務局長 あっせん会は12月ごろで現地が雪解け前だったため、土地の形状等、〇〇〇〇さんが詳しく把握していなかったことから、公簿面積で土地取引を行うところですが、現地の実際に作付できる面積が16,183㎡のところ約10,000㎡しか作付ができないということから当時あっせん会で成立した価格だと割高感があるということで、再度あっせん会を開いてほしいということから今回の利用計画取下げの申し出が出てきたということです。

議 長 当事者も実際の面積の確認をしていなかったのも落ち度はあるだろうが、あまりにも開きがありすぎるということで今回案件として出てきた。

谷本委員 面積的には減るのか。

事務局長 公簿が減ることはない。

北村委員 作れない部分は現状何になっているのか。

事務局長 航空図面を見ていただくと、倉庫のようなものが建っていたり、山際の方は木が浸食したりしている。

島田委員 改善組合員もいたんだから、面積が数字より少ないことがわかっていた人がいたんじゃないか。

事務局長 改善組合の組合長も把握していなかった。

對馬委員 補足説明として、長い間、〇〇の人が管理していた。牧草地的な扱いとして、長い間地元の人が耕作をしていなかった。そして、背の高い草が家の周りを浸食していて、耕作さえしていれば周りの人も把握できただろうが、ススキのような雑草がはびこっていたせいで把握できなかった。

議長 話が出るのがちょうど雪を迎える時期なので、早い段階で買おうと思っていたら事前に確認もできたかもしれないが。

對馬委員 普通の畑みたいに区画が分かれば見ることができるだろうが、家の後ろだとかで確認のできない見通しの悪いところだった。

島田委員 6月の農業者新聞の中に、山間部の農地調査にドローンを使っている地域があるという記事があった。今回のこの話もだが、一方から見てどこからどこまでがどういうエリアになっているのか、その端っこがどうなっているのかといったことはわからないかもしれないので、裏に回ってみるとか、ひとつの手段としてドローンで確認するとかそういうこともできるんじゃないだろうか。

事務局長 検討します。

議 長 免許証はいらないだろうが届出はいるだろう。高さも限定されるだろう。

桑田委員 該当箇所は傾斜地か。

對馬委員 真っ平らなところと、軽く傾斜のかかったところで、極端ではない。見通しが利かなかったため、図面上からではわからなかった。手前が田で、川があって、住宅や納屋があって、庭木のようなものがある。その奥にあったため。

桑田委員 そういったことが改善されれば売買してもよいと考えるのか、それとも他の条件をつけるのか。

事務局長 農業経営基盤強化促進法で利用集積が確認され、総会で議決され、公告されて、対価が振り込まれれば成立する。ただし、振り込み期限までにお金が振り込まれなかった場合は破棄される。今回は期限まで時間があつたことと、先ほどの事情から、〇〇〇〇さんから割高感があるということで、再あつせん会を開くことになった。そこで疑義事項について再度あつせん会で協議をして、価格を下げていただけるなら大丈夫だとなり、後ほどの議案にも上がりますが、あつせんが再度成立したということとなります。まずは成立していたものを取り下げないといけなかったもので、このようなことになった。

谷本委員 こういったことは珍しいのだろう。

事務局長 対価が支払われなくて流れたことは聞いたことがある。

對馬委員 疑義があつたことはないのか。

議 長 こういった形はない。

議 長 他に発言はありませんか。

「なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

日程第3 「報告第2号 農地法第4条の規定に基づく意見の回答について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定に基づく意見の回答について、北海道農業会議より回答がありましたので報告をいたします。以下、報告第2号朗読。

1番

転用申請地の表示は〇〇〇〇番〇〇の内、1筆。地目は公簿が山林で現況が畑。面積合計は9,000㎡、転用の目的は育成牛舎と通路の建設で、育成牛舎が3,300㎡、通路が5,700㎡。土地所有者は〇〇番地〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん、転用の区分は第2種で、農業委員会の議決日は令和元年6月10日。その日に送達し、令和元年6月21日付で道農業会議から許可が出たので、令和元年6月25日に許可証を発行したところでございます。

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
旭野地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和元年7月10日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第1号朗読。

7番

所有権の移転をするものは〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、所有権の移転を受けるものは〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の表示は〇〇〇〇番〇〇他、4筆、合計5筆となっております。地目は公簿現況ともに田畑です。面積の合計は30,184㎡、内容は売買、対価については1,324千円で成立しました。移転時期は令和元年7月11日で、支払期限は令和元年8月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。再あっせん会にあたって、価格の設定方法については、現況面積で先に確定した10aあたりの単価を実耕作面積で割りかえして逆算し、その単価で設定されました。

議 長 諮問第1号 所7について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 對馬徹 委員」

對馬委員 9番 對馬です。所7について、補足説明いたします。

6月10日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JA会議室で開かれ、再協議のうえ売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇〇〇となります。

〇〇さんからの申し出に伴い、再協議の結果10a当たり、田80,000円のところが45,000円、畑70,000円のところが47,000円、畑60,000円のところが10,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

-
- 議長 これより質疑に入ります。
- 議長 割りかえした金額は実際のところいくくらい高いのだろうか。通常、田でも水張り面積では計算せず、畦畔とかそういったものは農地として含めている。畦畔率が極端だったり、法面が長いといったときは考慮するが、耕作できる部分だけとすると売り手がかわいそうかなと
- 佐藤委員 補足説明になるが、改善組合の〇〇さんから、〇〇さんがすでに大豆をまきつけているので、共済組合にお願いして、GPS、共済の図面で実耕作面積を割り出して、その面積に70,000円をかけ、それを16,183㎡で割りかえした金額が47,000円
- 議長 ふつうは畦畔などの耕作できない箇所も面積に含めるのでは。
- 對馬委員 今回の出し手は以上の話で納得していただいたので。
- 谷本委員 でも前例になる。
- 議長 耕作面積だけの価格だとしてしまうと、大変だとは思う。
- 井村委員 他のあっせん会でも割りかえして単価を出している。たまたまこのあっせん会では全体にかけてしまったからこうだが、最初からわかっていたら40,000円か50,000円だったろう。仮に、本当に自分が真剣に作っているなら木が浸食しながらでも面積を維持しただろうが、前借りていた方が浸食してきたからって逃げて行ったということだと思う。
- 議長 今回の話は分かるがこれが前例になったらみんな大変ではないか
- 長谷川委員 借り手の責任で土地の評価が下がったことになる。それで借り手になんのペナルティもないのか。
- 對馬委員 町中の方にある程度理解していただいた中であっせん会が行われることになるだろう。
- 谷本委員 前借り手が契約面積の対価を賃貸料として支払っていたのかどうか。
- 對馬委員 払っていたと思いますよ。
- 井村委員 〇〇さんが徐々に起こして開拓していけばいいと思う
- 議長 特例ということで考えていただきたい。
- 桑田委員 一回目と二回目の金額の差がありすぎるから余計に。
- 議長 実質の耕作面積はもとと比べれば1/5よりも大きく、2割以上の減になる。
- 事務局長 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇になります。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。さらに道路際のところはほとんど作ることができない土地のため、10,000円になった。実際に作ることができない面積はかなり大きい。
- 桑田委員 借りている人もしっかり作ってもらわないと困るという話になる。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。

令和元年7月10日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1番

土地の表示は〇〇〇〇番、1筆。地目は公簿現況ともに田、面積合計は1,620㎡、出し手が旭川市宮前〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。国有地の払い下げを受けるものです。

議 長 議案第1号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 島田政志 委員」

島田委員 7番 島田です。 議案第1号 1番 について、補足説明いたします。

出し手 国有地の払い下げとなります。
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区〇〇線〇〇号になります。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。
令和元年7月10日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。
以下内容を朗読。

1番

転用申請地の表示は〇〇〇〇番〇〇、他2筆の計3筆。地目は公簿が田と畑で、現況は畑です。このうち、〇〇〇〇番は前回の総会で国有地の払い下げを受けた土地です。合計面積は4,200㎡、土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、計画内容は農業用倉庫が461㎡、農産物集積場が977㎡、小型農機具置き場1,100㎡、通路992㎡、法面670㎡です。これは、横に河川があるので法面を増設するということです。工期については許可日から令和2年11月30日までと期間を長くっておりますが、ここに町の公共工事等の残土を入れてから建設したいということでこのようになっております。

2番

転用申請地の表示は〇〇〇〇番〇〇、他1筆の計2筆。地目は公簿が田と畑で、現況は畑です。合計面積は2,537㎡、土地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、計画内容はカラ松植林520本で2,537㎡です。この土地は〇〇の細長な土地で面積も小さく生産効率が低いため、昨年まで借りていた借り手から借りることができないと、返されることとなったことから、昨年の総会で植林を認めました〇〇さんの土地の隣接地となります。この土地を植林したいということで申請が上がったところです。工期については許可日から令和元年11月30日までとなっております。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「1番 谷本嘉彦 委員」

谷本委員 1番 谷本です。議案第2号 1番について、補足説明いたします。

1 番

土地所有者、転用者は、〇〇線〇〇号 〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇線〇〇号の〇〇さん住宅の南側となります。

農業用倉庫、農産物集積場、小型農機具置場、の転用となり、転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 土置き場にするから工期が長いという話だったが、本来なら残土置き場として一度転用してから、つまり2回転用しないといけないと思うのだがどうなのか。

事務局長 あくまで、残土置き場としてではなく、この土地が周りから見て低くなっているので、土を入れたい。その土を入れる経費を少なくするために、町の公共事業で出る残土を入れていきたい。するといつ公共事業の工事が終わるか、いつ出るのが不明のため、残土が入ってから建設したいということで工期を長めに設定したいとして申請が上がってきた。町の公共工事の残土置き場としての申請ではなく、倉庫を建てるための申請だが、転用の造成地が低くなっているのでもらいたいという申請です。

谷本委員 まわりの土地と、1m以上高さの差がある。この面を合わせたい。そのため多少の土では間に合わず、また、堅い土がほしい。かなりの土が入るだろうから工期を長くしたい。

議 長 残土を仮置きするような形なら、それはそれで許可を得て、住宅もその際に許可を取るべきではと言っているのでは。

井村委員 まだ業者決まっていないのではないかと。期間を取って徐々に入れるのではないかと。そうでないなら業者が転用申請をあげるはず。

長谷川委員 上富良野の建設会社から出た土いくらでもほしいから特定できないのだろう。

事務局長 一時転用許可で残土置き場にするならば、あとで農地に復元しないといけない。今回は異例だが、高低差もあるような土地となるので。

北村委員 許可は出るのか。

事務局長 許可についても問題ないかと思われる。

議 長 ほかに発言はありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 2番 について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 對馬徹 委員」

對馬委員 9番 對馬です。議案第2号 2番について、補足説明いたします。

2番

土地所有者と転用者は、〇〇〇〇 〇〇〇〇さん

所在地は〇〇地区〇〇道路沿いです。

植林のための転用であり、転用計画に問題はないと考えます。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号2番について、これより質疑に入ります。

佐藤委員 確認ですが、ここは農業振興地域ではないのですか。

事務局長 ここは農業振興地域内の、農用地区域外です。農業振興地域は町全体の農地ほとんど含まれていますが、その中で特に優良なところが農用地区域となりますが、ここは農用地区域ではありません。

町が農業振興地域を定め、その中でさらに優良な地域を農用地区域とします。農業上特に優良で、生産性も高く、収益も上がるような土地を農用地区域とさらに指定をする。メリットとして、この農用地区域の指定を受けていれば農業上の補助事業で補助金等を受け取ることができる。反対に、その地域に建物を建てたり転用するとなると、農業振興課の方で農振除外が必要になってくる。ただしこの案件は農用地区域ではないので、今回の総会でみなさんに認めていただければ北海道農業会議に諮問をあげ、そこで問題がなければ転用できるということになります。このあたりはすべて農用地区域ではないそうです。

議 長 他に発言はありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
令和元年7月10日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査書等を添付してございます。以下、内容を朗読。

1番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、他1筆の合計2筆。地目は公簿が畑で、現況は宅地等に変わっているところです。面積は合計2,124.88㎡。土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請の目的は地目変更で、現地調査に谷本委員、長谷川委員、沼沢委員と事務局で令和元年6月25日に確認に行ったところです。

2番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇、他1筆の合計2筆。地目は公簿が畑で、現況は山林という状況でした。面積は合計7,282㎡。土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請の目的は地目変更で、現地調査に佐藤委員、對馬委員、沼沢委員と事務局で令和元年6月26日に確認に行ったところです。

3番

土地の表示は〇〇〇〇番〇〇で1筆。地目は公簿が田で、現況は宅地となっていました。面積は合計494㎡。土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請の目的は地目変更で、現地調査に三好委員、北村委員、岩田委員と事務局で令和元年6月27日に確認に行ったところです。

〇〇さんと〇〇さんについては最近測量をかけて、分筆したところであります。いずれについても、昭和56～58年ということで、30年を優に超えて経過していることからこの3件についてはやむを得ないのかと思われまます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号1番について、提案に関する補足説明を願います。

1番 谷本嘉彦 委員

谷本委員 1番 谷本です。6月25日に 長谷川委員、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は、〇〇地区の〇〇〇〇さん。
所在地は 〇〇地区、〇〇線〇〇号です。

現地確認による現地の状況は、住宅等が建っておりまして、農地としては認められない状況です。

公簿上は農地ですが、農地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしく願います。

- 議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。
- 島田委員 現況証明は自己申告となるのでしょうか。周りが指摘するのではなく。
- 事務局長 農業委員さんが現地を確認してそういった行為が行われていないか確認するのもそう
なんですが、当時、地主も制度を理解していなかったことや、当時にパトロールをあまり
していなかったことが原因かと。最近になってはじめてわかったという方もいます。
地目変更をするには分筆測量をかけて分筆をする必要がある。そのため、分筆をしてか
らこういった現況証明願いを出す方が多いと思います。
- 谷本委員 ○○さんの件については父親が建てた。その当時父親がすべて手続きを終えていると思
っていたが、実際終わっていなかったため今回申請することとなった。
- 對馬委員 監視という言い方が適正かわからないが、そういった状況を確認するのが職務なの
は。
- 事務局長 農業委員は常日頃からそういったことが発生していないか確認することが職務となる。
- 議 長 今回の案件は全く別のところに建っているのでわかりやすいが、少しはみ出したら処分
するときに困る。
- 事務局長 転用許可を出すときには内地番で問題ないが、そのあと分筆しないと宅地には変えられ
ない。処分するときまでには分筆しないとイケない。
- 北村委員 その時は内地番ではなく地番増えるということだ。
- 議 長 他に発言はありませんか。
- 「なしの声あり」の声あり
- なければ、これをもって質疑を終了いたします。
- これより、議案第3号1番 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。
- 「異議なし」の声あり
- ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

佐藤委員 議案第3号2番について、提案に関する補足説明を願います。
4番 佐藤良二 委員

4番 佐藤です。 6月26日に對馬委員、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は、○○地区の○○さん。
所在地は、○○地区○○線○○号です。

現地確認したところ、山林となっています。

登記の公簿は農地ですが、農地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第3号3番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 三好利和委員」

三好委員 8番 三好です。 6月27日に北村委員、岩田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は、〇〇区の〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇地区〇〇線〇〇号、〇〇さんの住宅の北側です。

現地確認による現地の状況は、豚舎が建っておりまして、農地としては認められない状況です。

登記の公簿は農地ですが、農地以外にすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第 25 回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告 2 件、諮問 1 件、議案 3 件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 2 時 4 5 分

上記第 25 回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和元年 7 月 1 1 日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____